



東京青色傷害保険

～平成23年11月1日補償開始～
(中途加入用)



突然のケガに安心を!

満14歳から 満79歳まで 入れます!

東京青色申告会連合会共済会
〒102-0074 千代田区九段南4-8-36
TEL : 03-3230-8501 (代)
FAX : 03-3230-8655 番

- 加入申込その他のお問い合わせは -

①このパンフレットは「団体医療保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。②他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入依頼書にご記入いただけます。正しくご記入いただけなかった場合には、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。③この保険は東京青色申告会連合会共済会をご契約者とし東京青色申告会連合会共済会の会員を加入者とする「団体医療保険」団体契約です。

青色申告会の傷害保険～5つの安心～

交通事故を含む、すべての不慮の事故が補償の対象です

～安心その1～

24時間補償の対象
もちろん、仕事
中のケガでも大丈夫



～安心その2～

家の中での
ちょっとしたケガでも
補償の対象

～安心その3～

国内・海外
どこでも
補償の対象

～安心その4～

地震・火事によ
るケガでも
補償の対象

～安心その5～

請求手続きも簡単！
まずは、ご所属の青色申
告会にお電話ください

入院・通院は、1日目から補償！

お支払いする保険金および費用保険金のご説明（団体医療保険）

団体医療保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、普通保険約款・特約集をご参照ください。

■ 傷害基本特約およびそれにセットされる特約の補償内容

1. 被保険者（補償の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は加入依頼書に記載されたご本人となります。

| 特約名 | 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の種類 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---------------|-------------|---|--|---|
| 傷害基本特約 | 傷害入院 保険金 | 事故によるケガのため、平常の業務に従事することができなくなり、入院（入院に準じた状態を含みます）された場合 | 傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※入院日数は事故の発生の日からその日を含めて傷害入院保険金支払限度日数を限度とします。なお、通算支払限度日数はありません。 | <p><傷害入院保険金から後遺障害保険金まで共通></p> <p>① 次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④ 被保険者に対する刑の執行 ⑤ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑦ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑩ 上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染 ⑪ 被保険者が山岳登山（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等を含みます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故 ⑫ 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ⑬ 被保険者が乗用具(*)を用いて次のいずれかのことを行っている間の事故 ア. 競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習 イ. 乗用具(*)の性能試験を目的とした試運転における運転または操縦 ウ. 上記ア、またはイ、の行うことを目的とする場所におけるこれらに準ずる方法・態様による運転または操縦 ただし、法令による許可を受けて一般の通行を制限し、道路を占有して行うことなく道路上で自動車または原動機付自転車を運転して上記に掲げるいずれかのことを行っている間については、保険金をお支払いします。 (*）自動車または原動機付自転車、モーターボート・水上オートバイ、ゴカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。</p> <p>② 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① わちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒</p> |
| | 傷害手術 保険金 | 事故によるケガのため入院をした場合において、そのケガの治療を直接の目的として、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に傷害基本特約所定の手術を受けられたとき | 傷害入院保険金日額 × 手術の種類に応じた倍率（10倍、20倍、40倍） ※1 事故につき1回の手術に限ります。また、2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率を乗じます。 ※2 所定の手術にあたらぬ場合は、傷害手術保険金のお支払い対象とはなりません。 | |
| | 傷害通院 保険金 | 事故によるケガのため、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が発生し、通院（往診を含みます）された場合 | 傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内に開始した通院またはその事故によるケガの治療のために入院を開始した後初めて開始した通院で、かつ事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院を対象とします。 ※平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度にケガがなかった時に以降の通院は対象とはなりません。 | |
| 傷害死亡・後遺障害補償特約 | 傷害死亡 保険金 | 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 | 傷害死亡保険金額の全額 ※保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、傷害死亡保険金額からその額を差し引いてお支払いします。 | <p>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> |
| | 後遺障害 保険金 | 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害基本特約所定の後遺障害が発生した場合 | 傷害死亡保険金額 × 特約所定の保険金支払割合（3%～100%） ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡保険金額が限度となります。 | |

よくある質問

～質問その1～

Q. 請求はどうすればいいの？

A. ご所属の青色申告会または代理店までお電話ください。すぐに、引受保険会社へ連絡させていただきます。

～質問その2～

Q. 病気による通院・入院は？

A. 申し訳ありませんが、病気は補償の対象外です。

～質問その3～

Q. 持病があるけど入れるの？

A. はい。ご加入いただけます。持病の有無や入院・通院歴の有無に関わらずご加入いただけます。

～質問その4～

Q. 1日の通院でも請求できるの？

A. はい。ご請求いただけます。お支払合計金額が10万円未満の場合、病院の証明書等は不要な場合がありますので安心してご請求ください。

～質問その5～

Q. 個人賠償責任補償は仕事中の賠償でも大丈夫？

A. 申し訳ありませんが、仕事中に発生した賠償事故は補償対象外です。日常生活での事故のみが補償の対象となりますので、ご注意ください。

図 その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

この保険には個人賠償責任補償特約がセットされています。

被保険者またはそのご家族が、既に同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複し、保険料が無駄となることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つの契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

1. 被保険者が偶然な事故によって被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表に記載したとおりとなります。なお、加入依頼書に記載されたご本人とご本人以外の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

| 被保険者 | 特約 | 個人賠償責任補償特約 |
|-----------|----|------------|
| ご本人 | | ○ |
| ご本人の配偶者 | | ○ |
| その他親族(*1) | | ○ |

- (*1) その他親族とは、ご本人またはご本人の配偶者と生計を共にする「同居の親族(*2)」および「別居の未婚(*3)の子」をいいます。
 (*2) ご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 (*3) 婚姻歴のないことをいいます。

| 特約名 | 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|------------|-----------|---|---|---|
| 個人賠償責任補償特約 | 個人賠償責任保険金 | 被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 | $\text{損害賠償金の額} - \text{自己負担額 (0円)}$ | (1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 契約者または被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤ 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ⑥ レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨ ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、気銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など ※テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 |
| | | ① 被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 日常生活に起因する偶然な事故 ※住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。 | $\text{被保険者が支出した示談交渉費用および争訟費用の額} \times \frac{\text{個人賠償責任保険金額}}{\text{損害賠償金の額}}$ | |

保険金額・掛金

☺ 年齢に関係なく1ヵ月あたり 1口 (1,000円) ~ 3口 (3,000円) 選べます

| 口数 | 半年の掛金 (注) ページ右下参照 | 死亡 後遺障害 | 入院(日額) 1日目から1事故 最高180日まで補償 | 手術 | 通院(日額) 1日目から1事故 最高90日まで補償 | 個人賠償責任 (限度額) |
|----------|----------------------|----------------|----------------------------------|---|---------------------------------|-----------------|
| 1口 加入 | 6,000円 | 700万円 | 3,400円 | 所定の手術の種類 に応じて 入院保険金日額の 10・20・40倍 | 1,700円 | 500万円 |
| 2口 加入 | 12,000円 | 1,400万円 | 6,800円 | | 3,400円 | 1,000万円 |
| 3口 加入 | 18,000円 | 2,100万円 | 10,200円 | | 5,100円 | 1,500万円 |

ご注意 ※ケガが原因の場合のみ補償いたします(病気は対象外)。 ※天災補償特約がセットされています。
※継続加入後、満80歳をこえた5月1日で規約退会となります。

被保険者(補償の対象となる方)
死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、退院保険金はこの保険にご加入した方が補償の対象となりますが、**個人賠償責任保険金**についてのみ、①加入したご本人以外に下記②~④の方も法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に補償の対象となります。
①加入した人(以下本人)、②本人の配偶者、③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族(※1)、
④本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚(※2)の子
(※1) 親族とは、ご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
(※2) 婚姻歴のないことをいいます。

申込手続き

加入資格

申込人は会員本人、
ご加入できる方は①会員本人、②その配偶者、③子、④両親、
⑤兄弟姉妹、⑥同居の親族・使用人で、

昭和6年5月2日~平成9年5月1日 生まれの方

加入申込

お申込み: ご所属の青色申告会にある「加入依頼書」に必要事項を記入押印し、「口座振替依頼書」を添えてご所属の青色申告会にご提出ください。

口座振替: 口座振替は**平成23年10月6日(木)**で、引落不能の場合は別途お支払いいただきます。

掛金: 指定口座より引落となります。
※次回ご契約ご継続の場合、4月および10月の6日が振替日となります。

保険期間: **平成23年11月1日(火)午後4時**
(ご契約期間) **~平成24年5月1日(火)午後4時まで**です。

申込締切

第1回目締切: 口座振替で掛金を納める場合
平成23年 8月16日(火)

第2回目締切: 現金で掛金を納める場合
平成23年 10月14日(金)

※第1回目締切日以降にお申込みの場合は、加入申込時に初回分の掛金を添えてお申込みください。次回ご契約ご継続の場合、指定口座より掛金を引落しいたします。

【ご注意ください】

・次年度以降については、ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満79歳まで保険契約の満了する日と同一内容で継続のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

・登録情報を変更される場合や請求のお手続きについてはご所属の青色申告会へお申し出ください

【保険金受取人について】

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いいたします。

【新型コロナウイルスでのお支払いについて】

新型コロナウイルスは、各保険金のお支払い対象にはなりません。

【保険料と制度運営費について】

上表の半年の掛金には保険料と制度運営費が含まれています。

1口の場合、保険料 5,150円(制度運営費 850円)
2口の場合、同 10,150円(同 1,850円)
3口の場合、同 15,130円(同 2,870円)
上記保険料には団体割引30%、損害率による割引25%が適用されています。

記載の保険料は、被保険者(本人)数が10,000名以上に試算しております。ご契約開始の際、被保険者(本人)の総数が10,000名未満になった場合は、保険料を変更させていただきます。



〈取扱代理店〉

株式会社 東京青色

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-8-36

TEL: 03-3230-8501

FAX: 03-3230-8655

〈引受保険会社〉

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒103-0027

東京都中央区日本橋3丁目5番地19号

TEL: 03-6734-9608 FAX: 03-6734-9609